



かいけつサポート
認証紛争解決サービス

法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

法務大臣認証 第 79 号 厚生労働大臣指定 第 28 号

「社労士会労働紛争解決センター滋賀」では、特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

「社労士会労働紛争解決センター滋賀」5つの特長

① あっせんにより円満解決

あっせんとは、当事者の間に専門的知見と経験を持つ第三者（あっせん員という）が入り、和解の仲介を行うことで、紛争の円満な解決を図る制度です。和解が成立すると和解契約書を作成します。手続は非公開で、関係者のプライバシーは完全に保護されます。

② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者だから安心

裁判外紛争解決の特別研修を受け試験に合格した特定社会保険労務士があっせん員となり、公正・中立の立場で解決にあたります。

③ 早期解決

申し立て受付日から概ね1ヶ月以内にあっせんする日が決まり、原則として1回（1日）の手続で紛争を解決します。

④ 土曜日も開催で利用しやすい

あっせんは毎月第2土曜日の午前10時から午後5時までの希望する時間に行います。

⑤ 安い費用で解決

申し立て費用は1件につき10,500円（消費税込み）です。

【あっせん手続の流れ】

